

岩倉市国民健康保険脳ドック等検査事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、磁気共鳴診断装置による脳の断層撮影(MR I)及び脳などの血管撮影(MR A)により診断を行う脳検査又は脳ドックを実施し、疾病の早期発見や防止に寄与することを目的として、岩倉市の国民健康保険被保険者に対し予算の範囲内において助成する岩倉市国民健康保険脳ドック等検査事業(以下「事業」という。)について必要な項目を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業を利用して検査を受けることができる者は、当該年度中に次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、脳手術を受けた者又はペースメーカーを使用している者を除く。

- (1) 当該年度の4月1日現在、35歳以上の者
- (2) 検査申込時において、岩倉市の国民健康保険に加入している者
- (3) 検査申込時において、納期到来分までの岩倉市国民健康保険税に未納がない世帯に属している者
- (4) 受診日において、岩倉市の国民健康保険に加入している者
- (5) この要領及び岩倉市後期高齢者医療脳ドック等検査事業実施要領(平成24年5月1日施行)に基づく検査を受診していない者
- (6) 脳ドック検査にあつては、次のいずれにも該当しない者
 - ア 岩倉市が実施する特定健康診査又は健康診査を受診していない者
 - イ 岩倉市国民健康保険人間ドック費用助成要綱(平成28年5月1日施行)又は岩倉市後期高齢者医療人間ドック費用助成要綱(令和3年4月1日施行)に基づく助成を受けていない者

(申込方法等)

第3条 事業を利用して検査を希望する者は、市長が別に定める申込日に、市民窓口課で申込みの手続をするものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあつたときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、受診決定通知を申込みがあつた者に交付するものとする。

(実施期間等)

第4条 事業を利用した検査(以下単に「検査」という。)の実施期間は、次項に定める実施医療機関と市長が協議して定める。

2 検査の実施医療機関は次のとおりとする。

- (1) 医療法人 知邑舎 岩倉病院(岩倉市川井町北海戸1番地)
- (2) 医療法人 ようてい会 ようてい中央クリニック(岩倉市曾野町郷前17)

番地)

- 3 前条第2項の規定により受診決定通知を受けた者（以下「受診者」という。）は、実施医療機関で検査の予約をする。

(助成額)

第5条 助成額は、次のとおりとする。

- (1) 脳検査 1人につき13,000円
- (2) 脳ドック 1人につき13,000円

(助成方法)

- 第6条 実施医療機関は、受診日に、受診者から本人負担分を徴収するものとする。
- 2 市長は、受診者が実施医療機関で検査を受診したことを確認したときは、助成分を実施医療機関に支払うものとする。
- 3 前項の助成分の支払は、月単位で行うものとする。

(検査項目)

- 第7条 検査の項目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める項目とする。
- (1) 脳検査 血圧測定、MRI検査及びMRA検査
 - (2) 脳ドック 問診、身体計測、血圧測定、MRI検査、MRA検査、血液検査、血液生化学検査、血清クレアチニン検査、心電図検査、尿検査、聴力検査及び胸部X線検査

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。